

こうか市民共生ネットワーク規約

1. 名称

本会は、こうか市民共生ネットワーク（以下「共生ネット」という。）と称する。

2. 所在地

共生ネットの事務所は、甲賀市市民環境部人権推進課人権教育室に置く。

3. 目的

共生ネットは、ボランティア活動、市民団体、行政機関、学校、企業などが活動分野の枠を超えて、様々な情報・意見交換や連携・協働を行うための「つながり（ネットワーク）」を構築しながら、これらの団体等による地域社会が直面する様々な人権課題の解決に向けた取り組みを支援することで、甲賀市人権尊重のまちづくり条例に掲げる「明るく住みよい人権尊重のまちづくり」の実現を目指すことを目的とする。

4. 取り組み

共生ネットは、3の目的を達成するために、次の取り組みを行う。

- ① 地域の組織や団体等との連携及びネットワークの構築
- ② 地域の組織や団体等が実施する事業の相談及び支援
- ③ その他共生ネットの目的を達成するために必要なこと

5. 会員

- (1) 共生ネットは、6の登録手続きに基づき会員登録を行った団体（以下「登録団体」という。）を会員とする。
- (2) 共生ネットの会員は、個人・団体の利益を追求するのではなく、協調の精神をもって、3の目的を実現するための活動を行う。

6. 登録手続

【登録団体の要件】

- (1) 共生ネットに登録できる団体は、3の目的に賛同する団体で、次の要件をすべて満たしているものとする。
 - ① 人権についての学習や啓発活動等の人権課題の解決に向けた活動を行っていること
 - ② 甲賀市内を主な活動の拠点としていること
 - ③ 構成員に甲賀市の市民がいること

- ④ 構成員が3人以上いること
- ⑤ 暴力団又は暴力団等の統制下でないこと
- ⑥ 次に該当する活動を行っていないこと
 - ア. 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動
 - イ. 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動
 - ウ. 特定の公職の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動
 - エ. 趣味や娯楽を目的とする活動
 - オ. 専ら営利を目的とする活動

【会員登録】

- (2) 共生ネットへの会員登録を希望する団体は、こうか市民共生ネットワーク会員登録申込書（様式1）を事務局に提出することにより、随時共生ネットに会員登録することができる。
- (3) 共生ネットへの会員登録は無料とする。

【登録内容の変更】

- (4) 登録内容に変更が生じた団体は、速やかにこうか市民共生ネットワーク登録情報変更届（様式2）を事務局に提出するものとする。

【退会】

- (5) 共生ネットからの退会を希望する登録団体は、こうか市民共生ネットワーク退会申出書（様式3）を事務局に提出することにより、随時共生ネットから退会することができる。

【登録の取消し】

- (6) 事務局は、登録団体が次のいずれかに該当する場合、登録を取り消すことができる。
 - ① 共生ネットの趣旨及び目的に、明らかに反するような行為を行ったと認められる場合
 - ② 本規約に規定する登録団体の要件を満たさなくなった場合
 - ③ 会員又は第三者に不利益をもたらすような行為をしたと認められる場合
 - ④ 法令や公序良俗に反する行為をしたと認められる場合

7. 運営委員会

- (1) 共生ネットに、共生ネットの運営に関する次の事項を決定等する組織として、運営委員会を設置し、別表に掲げる団体の代表者で構成する。
 - ① 規約の改正に関すること
 - ② 事業計画及び事業報告に関すること
 - ③ 予算及び決算に関すること
 - ④ 助成事業に関すること
 - ⑤ その他、共生ネットの運営に係る事項に関すること
- (2) 運営委員会に次の役員を置く。
 - ① 委員長 1人
 - ② 副委員長 2人
 - ③ 監事 2人
- (3) 役員は、運営委員の互選により選任する。
- (4) 議事の手続きその他運営委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

8. 事務局

- (1) 共生ネットの庶務等を行うため、共生ネットに事務局を置く。
- (2) 事務局は、甲賀市市民環境部人権推進課人権教育室が担当する。

9. 経費

共生ネットの経費は、甲賀市の負担金及びその他の収入をもって充てる。

10. 事業年度

共生ネットの事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

11. 細則

この規約に定める事項のほか、共生ネットの運営に必要な事項は、必要に応じて委員長が別に定める。

12. 附則

- (1) この規約は、平成28年9月27日から施行する。
- (2) 共生ネット設立の日に属する会計年度は、10の会計年度の規定に関わらず、当該設立の日から始まるものとする。

附則

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

別表

こうか市民共生ネットワーク運営委員会 委員構成団体

(順不同・敬称略)

甲賀市工業会
甲賀市国際交流協会
甲賀市社会福祉協議会
甲賀市障がい児・者団体連絡協議会
滋賀県人権教育甲賀研究会
甲賀市人権教育推進協議会
甲賀市同和・人権事業促進協議会
こうか市民共生ネットワーク登録団体

様式2

こうか市民共生ネットワーク登録情報変更届

申出年月日： 年 月 日

こうか市民共生ネットワークの登録情報を変更したいので、次のとおり申し出ます。

【団体の情報】※変更箇所のみ記入してください。

	変更後	変更前
団 体 名 (ふりがな)	()	()
代 表 者 名 (ふりがな)	()	()
主な活動内容		
主な活動拠点		

【連絡先】※変更箇所のみ記入してください。

	変更後	変更前
氏 名 (ふりがな)	()	()
住 所	〒	〒
電 話		
携 帯 電 話		
F A X		
E - m a i l		

様式3

こうか市民共生ネットワーク退会申出書

申出年月日： 年 月 日

こうか市民共生ネットワークから退会したいので、次のとおり申し出ます。

団 体 名	
代 表 者 名	
退会年月日	年 月 日
備 考	

受理（日付）	年 月 日
--------	-------